

## 指導行政のポイント

### “学級編制と教員定数”改善の方向

菱村 幸彦

8月22日、文部科学省の教職員配置等の在り方に関する調査研究協力者会議が「今後の学級編制及び教職員配置について」(中間報告案)をまとめた。

#### 30人学級政策はとらない

結論から言えば、中間報告案は、全国一律の30人学級政策はとらないものの、学校により近いところに学級編制の権限と責任を与えるべきだとする思い切った提言をしている。以下に、中間報告案が提言する方向をみてみよう。

中間報告案のポイントは、次の3点である。

#### (1) 基本的な考え方

《学級編制を全国一律に30人学級に引き下げる方式はとらず、40人学級を上限とする枠組みのなかで、地域や学校の実情に合わせた柔軟な取組みが可能となる措置を講ずる》

当初、マスコミ等では今度こそ30人学級が実現するかなのような報道が流されたが、中間報告案は、全国一律の学級編制標準の引下げは行わない方針を示した。その理由として、全国一律に30人学級を実現するとなると、増加定員が11万人、所要経費が8千億円もかかるので、実現可能性がきわめて低いことなどを挙げている。

で、実現可能性のある施策のなかで最も高い教育効果が期待できる方法として、地域や学校の実情に合わせて柔軟な取組みが可能となるよう学級編制の仕組みを改善するというわけだ。

#### (2) 学級編制の仕組みの改善

《学級編制の仕組みを見直し、学級編制にかかる学校や市町村教委の権限と責任を強化する》

中間報告案は、学校現場の判断により、地域や学校の実情に合わせた指導形態や指導組織がとれるよう、教職員の標準定数について都道府県ごとの算定から市町村ごとの算定に改めること、学校現場

の判断で学級編制が弾力的に実施できるよう現行の仕組みを改めること、を提案している。

現行制度では40人学級を標準としたうえで、都道府県教委がとくに必要があると認める場合に、例外措置として40人を下回る学級編制基準を定めることが可能となっているが、今後は例外措置でなく、学校現場の判断で40人を下回る学級編制について自由に選択できる制度とすることについて検討を行うべきとしている。

これを実現するには、義務標準法等の改正を要するので、今後、人事権の委譲なども含めた細部にわたる検討が必要となる。

#### (3) 諸課題への対応

《各学校や各地域が抱える教育上の新たな課題に対応するため、教職員の加配定数の改善を行う》

これまでも少人数教育、習熟度別授業、ティーム・ティーチング、生徒指導、長期研修、初任者研修、研究指定校などさまざまな要請に対応するため教員加配を行ってきたが、中間報告案は、新たな諸課題への対応として、次の諸点を挙げている。

学習指導の充実(基本3教科以外の少人数教育の推進、低学年の35人学級の実現、総合学習の充実などへの対応)

特別支援教育(LD、ADHD、高機能自閉症への対応などへの対応)

児童・生徒への支援(不登校や問題行動の早期対応、カウンセリングの充実などへの対応)

このほか、食育の充実、キャリア教育、読書活動等の支援、学校事務処理体制の充実、外国人児童・生徒への支援、高等学校教育の充実などへの対応のための教職員加配の必要性を指摘している。

(ひしむら・ゆきひこ=(財)学習ソフトウェア情報研究センター理事長)

●新刊案内● 菱村幸彦・小松郁夫・若井彌一【編】A5判260頁・定価2625円 教育開発研究所刊  
最新課題24論点と小・中・高校別のエクササイズで学校の経営システムを再検討する!

## 《論点演習》学校経営の刷新